

グループホーム入所者(授産施設へ通所)の 場合の定率負担について

<資産>

<収入額・収入の種類>

<負担額>

(個別減免あり)

本人の預貯金等の額が〇〇〇万円以下

年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合

6.6万円以下の収入については、定率負担なし
→ 定率負担額 0円

年金2級相当額(6.6万円)を超える収入(注)がある場合

6.6万円を超える収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合

3千円控除の上、6.6万円を超える収入の△△%を負担
一定額(平均的な工賃収入額)を超える収入以降は、□□%を負担

6.6万円を超える収入が仕送り等の収入の場合

6.6万円を超える収入の□□%を負担

(注) 自治体から支給される家賃補助等の収入については、負担額を0円にすることを検討。

(個別減免なし)

〇預貯金等の額が〇〇〇万円超額が

〇 定率負担額 2.0万円

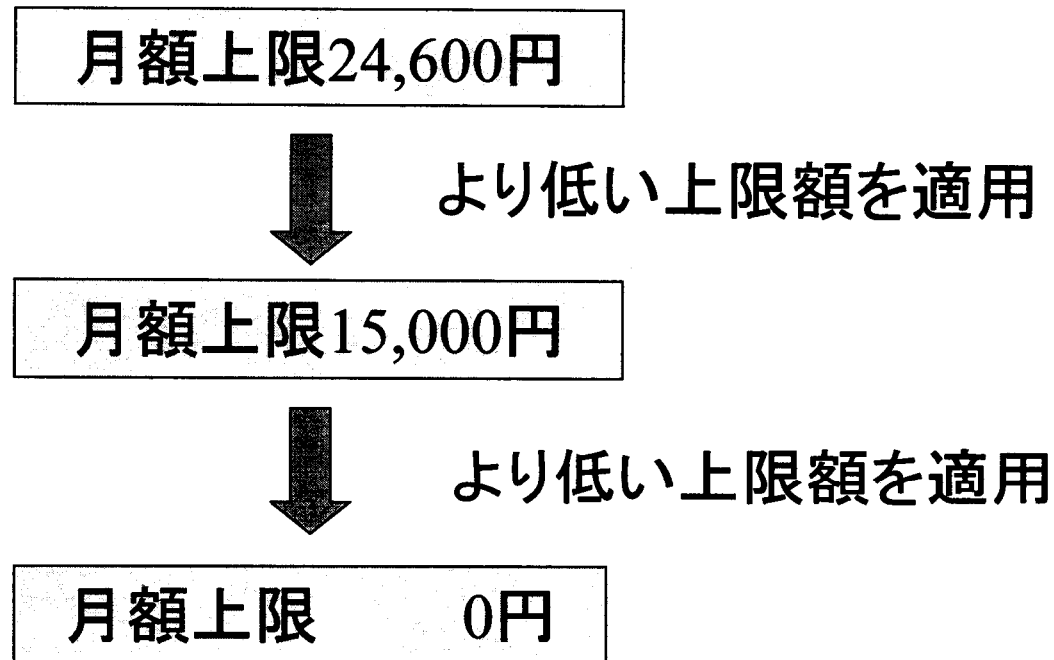
- ・グループホーム定率負担 0.6万円
- ・通所施設定率負担 1.5万円

※ 上記に加え、通所施設の食費負担約5千円(低所得者1, 2)を負担する。

定率負担に係る特別減額制度の概要

— 地域生活、入所施設共通 —

本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。



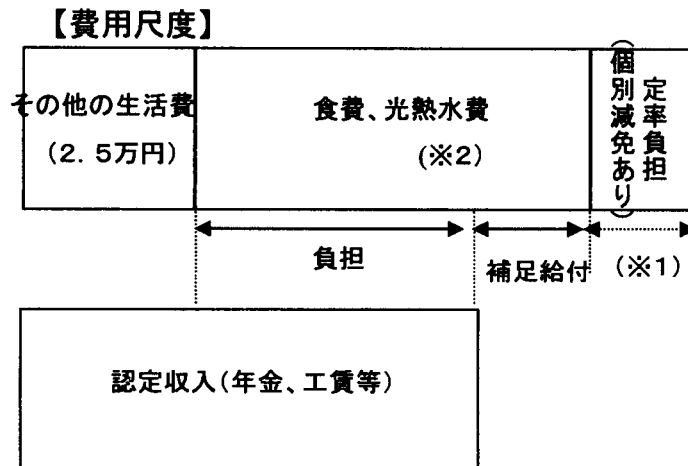
※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。

(実費負担の軽減措置)

①入所施設における補足給付(食費・光熱水費の軽減措置)

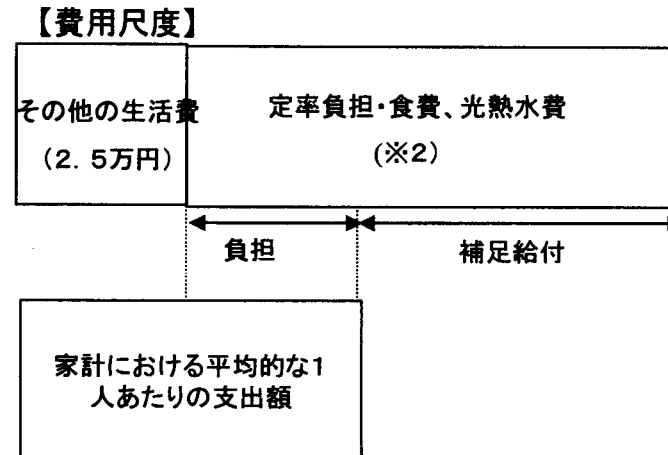
① 20歳以上の入所者に係る実費負担の軽減措置

- 食費や居住費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、食費、光熱水費について補足給付を行う。
- 「その他生活費」の額については、2.5万円(平成21年度より2.1万円)とする。
- ※ 障害基礎年金1級の者、60歳以上の者等は3～5千円を加算。



② 20歳未満の入所者に係る実費負担の軽減措置

- 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担となるように補足給付を行う。
- 「その他生活費」の額については、2.5万円(平成21年度より2.1万円)とする。
- ※ 18歳未満の場合は、教育費として9千円を加算。



(※1)20歳以上の入所者に係る定率負担については、グループホームと同様の個別減免措置を講じる予定。
 (※2)食費、光熱水費に係る補足給付を行う際の尺度として5.8万円(食費4.8万円、光熱水費1.0万円)を設定(今後、食事等に係るコストの実態に応じて3年ごとに見直すものとする)。

支出の実態(一般家計、グループホーム、入所施設)

障害基礎年金2級
月額6.6万円

障害基礎年金1級
月額8.3万円

(全世帯平均) 一人あたり9.4万円 <家計調査>

食費(外食を含む) 2.2万円	居住費 1.3万円	その他生活費※ 6.0万円
--------------------	--------------	------------------

(年収200万円未満の世帯平均) 一人あたり5.0万円 <家計調査>

食費(外食を含む) 1.6万円	居住費 1.2万円	その他生活費※ 2.1万円	1.6万円
--------------------	--------------	------------------	-------

(グループホームの費用負担の状況)(知的障害者) 一人あたり5.2万円(食費、居住費のみ)

食費 全平均2.4万円	居住費 全平均2.8万円	その他
----------------	-----------------	-----

(入所施設の費用負担の状況)(身体障害者) 一人あたり1.9万円(基礎年金2級の場合)

応能負担 1.9万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.7万円
---------------------------------	--------------

(入所施設の費用負担の状況)(身体障害者) 一人あたり3.4万円(基礎年金1級の場合)

応能負担 3.4万円 (食費、居住費、サービス費)	その他 4.9万円
---------------------------------	--------------

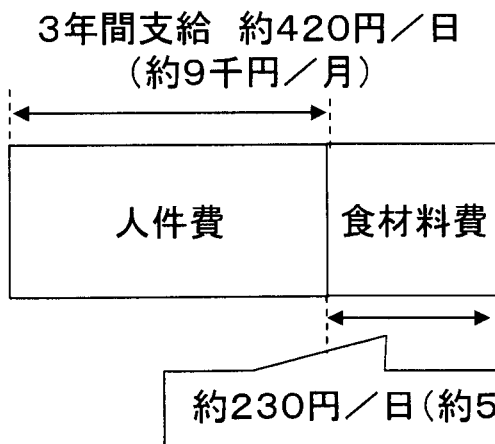
※ その他生活費は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽費、その他支出である

(実費負担の軽減措置)

②通所施設等食費軽減措置

- 新制度においては、通所施設、ショートステイ、デイサービスについては、定率負担のほか、食費が自己負担となる。
※ ショートステイ、デイサービスは、現行制度においても食費のうち食材料費が自己負担となっている。
- このため、施行後の概ね3年間、通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得者1、低所得者2)について、食費のうち人件費相当分(1日約420円)を支給し、食材料費のみの負担とする減額措置を講ずる。
- なお、食費の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

<参考>実施後のおおむねの負担(通所施設、デイサービスの場合)



・現在の予算上は、食費約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費

・これを前提として、月22日通った場合には、約5千円の実費負担となる。

注)実際の実費のコストは、個々の施設によって異なる。

今回講じることとしている主な経過措置の概要

1 地域生活関係の経過措置(施行後3年間)

①通所施設の食費負担に係る減額(生保・低所得1、2が対象)

○食費負担について、人件費相当分を給付する。(月額5千円程度(本来の負担の1/3程度)となる。)

②グループホームの定率負担に係る個別減免(低所得1、2が対象)

○定率負担について、一定額以下の預貯金等しか有しない者であって、一定の基準で算出した生活費(施行時は障害基礎年金2級相当)と本人の収入とを比較して、定率負担が困難なものに対して、個別に減免。

(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

2 入所施設関係の経過措置(施行後3年ごとに段階的に見直し)

①20才以上の入所者に対する負担の経過措置

○食費負担について、食費や居住費以外の「その他生活費」として一定の額(18年～2.5万円、21年～2.1万円など)が残るようにした上で、収入の範囲内で食費等の実費を負担する。

○定率負担については、グループホームと同様の個別の減免を、同じ期間実施。

②20才未満の入所者に対する負担の経過措置

○収入のない20才未満の者について、地域生活をしていれば通常かかる程度の費用(収入別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担を親等に求める。

平均的な利用者負担の例(在宅)

モデル1:在宅でホームヘルプを利用する障害児・者

		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
月平均利用額		8.4万円	3.0万円	2.4万円	3.9万円
平均負担率	改正後	5.9% (5千円)	8.7% (2.6千円)	7.3% (1.8千円)	8.9% (3.5千円)
	改正前	1.1% (0.9千円)	0.8% (0.2千円)	1.6% (0.4千円)	3.8% (1.5千円)

モデル2:家族と同居して、通所施設に通いながら、ホームヘルプを利用する知的障害者

知的通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所、ホームヘルプ 3.0万円/月

	食費(通所)	定率負担	経過措置による費用
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.5万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円	2.0万円
低所得2	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.8万円	2.3万円
一般	1.43万円(650円×22日)	1.8万円	3.23万円

平均負担率1% → 食費(3年間4割減) + 8.5%

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

平均的な利用者負担の例(グループホーム/入所施設)

モデル3:グループホームで生活しつつ通所施設に通う知的障害者(グループホーム利用者の約2割)

グループホーム:月6.6万円、知的通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所

	食費(通所)	定率負担	経過措置後の費用増分
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.50万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+1.5万円(個別減免) =0.50万円~2.0万円
低所得2	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	2.15万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+2.15万円(個別減免) =0.50万円~2.65万円
一般	1.43万円(650円×22日)	2.15万円	1.43万円+2.15万円 =3.58万円

平均負担率1% →食費(通所) +8.0%



低所得1が全員、個別に定率負担が免除された場合
食費(3年間約4割減) +5.0%

モデル4:入所施設に入所する身体障害者・児

大人の施設の場合 平均3.5万円(0円~費用全額)



平均 4.8万円
+定率負担(個別減免)

児童(負担者は親)施設の場合 ※大人と比較して同所得での負担水準が低い
平均1.1万円(0円~費用全額)



18歳未満 平均 3.0万円
18・19歳 平均 3.9万円

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に新施設・事業体系に移行したものから対象となる。移行までは現行と同じ仕組み。

グループホーム・入所施設個別減免 3年経過措置

生活保護への移行防止措置

改正案による各事業平均(マクロ)の負担の変化

ホームヘルプサービス		通所施設	
現行	事業費 約6.0万円	現行	事業費 約14.3万円(食費込み)
	利用者負担 約0.1万円(約1%)		利用者負担 約0.1万円(約1%)
平成18年	改正案 約0.4万円(約7%)	平成18年	経過措置(3年間)
			約1.9万円(約13%)
入所施設(20歳以上)		入所施設(18歳未満)	
現行	事業費 約32万円(食費等込み)	現行	事業費 約24.4万円(食費等込み)
	利用者負担 約3.5万円(約10%)		利用者負担 約1.1万円(約5%)
平成18年	経過措置 約4.8万円(約16%)	平成18年	経過措置 約3.0万円(約12%)
	+定率負担(個別減免)	平成21年	経過措置 約3.5万円
平成21年	経過措置 約5.2万円+定率負担		食費等が同水準(5.8万円)であれば
	食費等が同水準(5.8万円)であれば		※ 18歳以上の場合には、+0.9万円

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

福祉サービスの負担者の範囲について

【支援費制度の場合】

利用者本人による負担

(本人の収入に応じ、額を設定)

本人が負担できない場合

扶養義務者による負担

(扶養義務者の収入に応じ、額を設定)

【扶養義務者の範囲】

○20歳以上の障害者の場合

配偶者及び子

○20歳未満の障害者(児)の場合

配偶者、父母及び子

いずれも障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる者

【新制度の場合】

利用者本人による負担

(扶養義務者の負担を廃止)

第29条第1項

※ただし、利用者本人の負担上限額は、世帯の収入に応じて設定

第29条第4項

扶養義務について

○扶養義務とは、ある人の生活を維持するためこれに経済的給付を行う義務。

広義では、以下の二つのすべてを含むもの。

①生活保持義務(夫婦間の扶養義務及び未成年者に対する親権者の扶養義務)

・・・生活が一体のものとして必ず行わなければならないもの

(民法)

第752条 夫婦は同居し、互いに協力し、扶助しなければならない。

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

②それ以外の親族間の扶養義務

・・・できる限り行わなければならないもの(生活保持義務に比べ弱い義務)

(民法)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。

負担上限額の設定の際の範囲について

○負担上限額の設定をするに当たって、その収入等の基準の範囲をどのようにすべきかについては、以下の2つの意見がある。

本人のみの収入にすべき

- ・障害者の自立の考え方から、障害者本人のみの収入で判定すべき。

世帯単位の収入にすべき

- ・社会保障制度全体の整合性の観点から、世帯全体の収入で判定すべき。
- ・より強い扶養義務が課される配偶者まで除外するのは不適當ではないか。
- ・健康保険制度や税制面において、被扶養者として事実上経済的な利益を受けている場合まで、特別な扱いを行うことについて国民の理解が得られるか。

就労継続支援(雇用型)における利用者負担の減免

雇用関係のある就労継続支援(雇用型)における利用者負担についても、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、一割の定率負担を求めることが原則。

- 一方で、雇用型の就労継続支援については、
- ①事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること
 - ②障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を越えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること
- 等を考慮する必要がある。

このため、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することができる仕組みとすることを検討。

平成17年度予算の概要 (福祉サービス国庫ベース)

平成18年1月以降の在宅関係(3障害共通)は、制度改革を前提に国の財政責任を強化した形で整理されている。

身体・知的関係予算(支援費関係)

	平成16年度	平成17年度	増分
施設 (入所・通所)	2,871億円	2,902億円	+31億円
居宅	602億円	930億円	+328億円

改正影響
△33億円
△10億円

精神関係予算

	平成16年度	平成17年度	増分
施設 (入所・通所)	189億円	201億円	+12億円
居宅	30億円	45億円	+15億円

改正影響
/
△0億円

※精神の施設は、平成17年度中には新施設・事業体系に移行しないので改正影響は生じない。
また、精神の平成17年度の居宅は12ヶ月分に置き換えたもの(予算上は11ヶ月分で41億円)。

※児童入所施設関係は、平成18年10月施行のため平成17年度中は改正影響は生じない。